

高松市病院局医療安全評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 市立病院内で発生した高松市立病院医療事故等公表基準（以下「公表基準」という。）に規定する個別公表医療事故および包括的公表医療事故について、原因の分析・究明および再発防止策等の評価・提言を行い、組織的な医療事故防止に資するため、高松市病院局医療安全評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(用語の定義)

第2条 この要綱における「医療事故」、「個別公表」および「包括的公表」とは公表基準に規定するところによる。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 個別公表した医療事故についての原因分析および再発防止策への評価・提言に関すること。
- (2) 包括的公表する医療事故についての公表内容に関すること。
- (3) 医療事故の情報交換に関すること。
- (4) その他医療事故防止に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、医療安全に関する専門的知識を有する者から、高松市病院事業管理者が委嘱した5人の委員によって構成する。

2 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長および副会長)

第5条 委員会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、事故の関係者その他必要と認める者に会議への出席を求め、必要な事項について意見等を求めることができる。
- 3 会議は非公開とする。
- 4 会議の結果について、その概要をプライバシーに十分配慮しながら、病院長のホームページ上に掲載し公表する。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員として知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は市民病院事務局総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。